



13環政第1196号
平成14年1月11日

経済産業大臣 平沼赳夫 殿

愛媛県知事 加戸守行



住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所3号発電設備設置工事
に係る環境影響評価方法書についての意見について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項の規定及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7第1項の規定により、次のとおり標記方法書についての意見を提出します。

なお、電気事業法第46条の8の規定に基づき事業者に勧告をするに当たっては、本意見の趣旨が十分に勘案されますよう御配慮願います。

また、環境影響評価法第10条第2項の規定に基づき提出された新居浜市長及び西条市長の意見については、別紙のとおりです。

記

1 環境影響評価の項目について

- (1) 事業計画地及び周辺地域の陸生動植物及び生態系について調査を実施し、必要に応じて環境影響評価の項目として設定すること。

2 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法について

- (1) 3号機運転開始後も既設1、2号機が稼働することが考えられることから、既設1、2号機の稼働計画を十分検討し、予想される稼働状況に応じ3号機と併せて既設1、2号機の稼働による大気汚染物質、水温及び温室効果ガス排出量の定量的な予測及び評価を行うこと。
- (2) 温室効果ガス排出量の予測及び評価に当たっては、発電効率及び発電以外の熱効率、蒸気供給の内容など、温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的方法を明らかにするとともに、目標値の設定に努めること。
- (3) 施設の稼働に伴う大気質への影響については、高濃度出現時（ダウンウォッシュ時、フュミゲーション時、上層逆転時）の1時間値の予測について検討すること。
- (4) 有害大気汚染物質の予測及び評価に当たっては、燃料として使用する石炭の性状を的確に把握し、良質の石炭を使用すること。

- (5)浚渫海域の近傍に海域の濁りの調査地点を追加すること。
- (6)付着生物防止対策として次亜塩素酸ソーダを使用するとされていることから、海生生物への影響について、予測及び評価を行うこと。
- (7)水質の調査として、溶存酸素量(DO)を追加すること。
- (8)水温の予測及び評価に当たっては、環境に配慮した取放水温度差の管理を行うこと。
- (9)景観の予測及び評価に当たっては、緑化を推進し、緑地率を高めること。
- (10)廃棄物等の予測及び評価に当たっては、浚渫土砂の量を明らかにするとともに、石炭灰の有効利用を図ること。
- (11)調査、予測及び評価に当たっては、「愛媛県環境影響評価技術マニュアル」を参考にすること。

3 環境影響評価準備書の作成等について

- (1)既設1、2号機と比較して、3号機の環境に配慮した事項を詳述すること。
- (2)ツキノワグマの分布状況については、文献調査を十分行い、記載を検討すること。
- (3)固結堆積物などの表層地質図の凡例を整理すること。
- (4)東予港の位置と潮位測定地点を図示すること。
- (5)引用地図については、縮尺の大きいものを使用すること。
- (6)既設1、2号機の排出ガスや石炭灰のダイオキシン類を調査するとともに、設備稼働後において、3号機の排出ガスや石炭灰についても、ダイオキシン類を調査すること。

西生環第601号
平成13年11月14日

愛媛県知事 加戸守行 殿

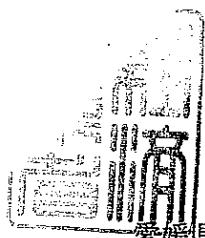
西条市長 伊藤宏太郎



環境影響評価法第10条第2項の規定に基づく意見書の提出について（回答）

住友共同電力株式会社の新居浜西火力3号発電設備設置工事に係る環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見はありません。

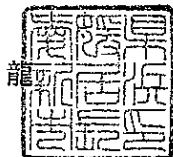




新市生第547号
平成13年11月13日

愛媛県知事 加戸守行様

新居浜市長 佐々木



住友共同電力株新居浜西火力発電所3号発電設備設置工事に係る
環境影響評価方法書についての意見照会について(回答)

平成13年10月17日付け環政第1185号で通知がありました、標記事業に係る環
境影響評価方法書についての意見は、次の通りです。

1 事業者の名称及び代表者の氏名

事業者の名称 住友共同電力株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 岡田 隆行

2 対象事業の名称

住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所3号発電設備設置工事

3 対象事業の実施場所

愛媛県新居浜市磯浦町16番5号

4 環境影響評価方法書についての意見

本件に伴う環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見はありません。

